

学校・家庭・地域をつなぐ

# 保護者等連携のてびき

～子どもたちの健やかな成長のために～

事例研究編



令和8年3月  
大阪府教育委員会

# 事例研究編

## 目次

事例 1	いじめ事案における保護者への対応 【弁護士からのワンポイントアドバイス (その1)】	3
事例 2	盗撮事案における保護者への対応	5
事例 3	頭髮指導のあり方に対する保護者の意見への対応	7
事例 4	部活動の合同練習中における事故に関する保護者への対応	8
事例 5	指導内容により不登校になったと主張する保護者の意見への対応	9
事例 6	懲戒指導のあり方に関する保護者の意見への対応	10
事例 7	子どもを登校させようとしめない保護者への対応	11
事例 8	希望する選択科目が非開講になったことに対する保護者の意見への対応	12
事例 9	故意ではない器物損壊に対する保護者への対応 【弁護士からのワンポイントアドバイス (その2)】	13
事例 10	就学前の教育相談に対する保護者の意見への対応 【弁護士からのワンポイントアドバイス (その3)】	15
事例 11	子ども家庭センター（児童相談所）と連携した虐待への対応 【弁護士からのワンポイントアドバイス (その4)】	17
事例 12	家庭内の課題への対応	19
事例 13	保護者が代理人を通してのやりとりのみを希望した場合への対応	20
事例 14	近隣店舗とのトラブルへの対応 【弁護士からのワンポイントアドバイス (その5)】	21
事例 15	近隣住民からの騒音に対する意見への対応	23

## 監修者のご紹介

○峯本耕治 弁護士



1959 年生まれ。1990 年弁護士登録（大阪弁護士会）。長野総合法律事務所所属。  
NPO 法人 TPC 教育サポートセンター代表。大阪府スクールロイヤースーパーバイザー。  
大阪府、滋賀県、和歌山県スクールソーシャルワーク事業スーパーバイザーを務める。  
スクールロイヤーをモデルにした NHK ドラマ『やけに弁の立つ弁護士が学校で吠える』にお  
ける法律考証を担当。

～主な著書～

『子どもを虐待から守る制度と介入手法』（明石書店）

『子ども虐待と貧困』（共著、明石書店）

『スクールソーシャルワークの可能性』（共編著、ミネルヴァ書房）

『児童虐待防止制度 改正の課題と方向性』（共著、尚学社） など多数。

○小野田正利 先生



1955 年生まれ。大阪大学名誉教授。専門は教育制度学、学校経営学。

学校現場における親と教師の関係改善に関する研究を行う全国でも数少ない研究者である。

「学校現場に元気と活力を！」をスローガンに、現場に密着した研究活動を展開しており、  
教育関係者や保護者への講演活動も積極的に行っている。

1997 年、日本教育経営学会賞受賞。

～主な著書～

『教育参加と民主制—フランスにおける教育審議機関に関する研究』（風間書房）

『悲鳴をあげる学校—親の“イチャモン”から“結びあい”へ』（旬報社）

『親はモンスターじゃない!?イチャモンはつながるチャンスだ』（学事出版） など多数。

## 事案の概要

5月中旬の昼休み、担任は、生徒Aが同じクラスの5人の生徒からからかわれている状況を目撃しました。そこで担任は、生徒Aが一人になったタイミングで話を聴くことにしました。生徒からは「友達同士の普通のいじりです。」「嫌って言ったらやめてくれるから問題ありません。」という返事がありました。

担任は、5月下旬に校内で実施したいじめ対策委員会で、生徒Aが他の生徒からからかわれていた状況について情報を共有しました。委員会で今後の対応を検討したうえで、担任と教育相談担当者が、再度話を聴くことになりましたが、生徒Aからは「問題ないからほっといて」「変に家とかに電話せんとしてや」という返事がありました。

夏休み明けに、これまで欠席することがなかった生徒Aがはじめて欠席しました。欠席が1週間ほど続いたころ、保護者から「4月から、クラスの同じグループの友人たちにいじめられているようだ。」と担任に相談がありました。担任が、5月中旬の経緯を保護者に説明したところ、「その時点でどうして連絡をくれなかったのですか。」と、保護者への情報共有がなかったことに対して、厳しい指摘がありました。その後、生徒Aへの支援について、保護者からの理解や協力がほとんど得られない状況になり、学校は対応にとっても苦慮することになりました。

## 事象の背景

- 担任は、生徒の些細な変化や学級や授業等の雰囲気の違いに気付きやすいことや、生徒との信頼関係から、保護者には言いにくい内容の相談を生徒から受ける場合があります。
- いじめ被害者の心理として、以下のような点が考えられます。
  - ・保護者や教職員など、周囲の人に心配をかけたくないと思い、被害を訴えることができない
  - ・いじめられていることを周囲に訴えることで、自分自身のプライドが傷つくことを恐れる
  - ・クラスで孤立するよりはいじられている方がましと考え、被害を訴えることができない

## 対応のポイント

- この事例の大きな課題は、「変に家とかに電話せんとしてや」という被害生徒の意向を踏まえ、保護者と情報共有しなかった点にあります。
- 生徒支援には、原則として保護者の理解と協力が必要です。いじめ事案では、被害側、加害側を問わず、保護者へのこまめな連絡が、学校の信頼に繋がります。
- そのため、学校は、被害生徒がなぜ保護者に連絡を入れてほしくないのかについて、本人から再度、話を聞くなど、丁寧なアセスメントが必要です。そのうえで、保護者と連携を図りながら支援することが、安全確保や心理的サポートにつながることを被害生徒に丁寧に説明し、保護者と情報共有することについて、理解を得られるよう努めてください。
- 学校が聴き取った事実を、被害生徒の意向をくみ取り、迅速かつ丁寧に説明し、保護者の理解・協力を得て、被害生徒への支援を継続することが大切です。
- いじめ事案では、「大丈夫」「放っておいて」「保護者に言わないで」と被害生徒が訴える背景やその心理も理解したうえで対応することが必要です。





### 1 法及びガイドラインが定めるいじめ対応

2013年制定のいじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針により、いじめの定義が法定化され、学校がいじめのシグナルを発見した時は直ちにいじめ対策組織によるチーム対応を開始し、事実調査、いじめの背景・原因や被害の深刻さ等のアセスメントを行ったうえで、被害生徒等への支援プラン、加害生徒等への指導プラン、再発防止のためのモニタリングプラン等のプランニングを行い、保護者にも適切な説明・情報提供をしながら、同プランを実行することにより、被害生徒等を支援し、再発防止を図ることが、法律上の義務として定められました。

### 2 保護者対応のポイント

保護者対応に関しては、①保護者からの最初の相談時には、保護者の不安感（いじめに子どもがメンタル面の大きな傷つきや不安を抱え、場合によっては不登校になってしまう不安感等）を共感的に理解したうえで、学校がいじめとして認知しチーム対応を開始すること、必要な事実調査に基づいて、被害生徒への支援と加害生徒への指導、再発防止の取組みをしっかりと行うこと、保護者にも必要な説明や情報提供を行うこと、不安な点がある場合の相談先等を伝えて、保護者の不安感を少しでも軽減する対応が必要です。

初期対応において、教員が被害生徒や保護者の不安感を軽く受け止めていると感じさせるような対応や、調査や指導に消極的であると感じさせるような対応を行うことは絶対に避ける必要があります。

また、②事実調査や支援プラン・指導プランの立案・実行段階においても、学校がアセスメントに基づいて主体的にプランを立て、保護者に対して積極的に提案し、協力を要請していくことが必要です。保護者からの要求に応じて場当たりの対応に終始してしまったり、学校の対応に対する不信感や怒りから無理な要求が繰り返されるような事態に陥ることを防止する必要があります。

峯本 耕治



### 事案の概要

ある府立高校で、男子生徒Bが女子トイレの個室に忍び込み、隣の個室に向けて隙間からスマートフォンを差し出し、盗撮を行いました。物音がしたことから女子生徒が不審に思い、教員に相談して発覚しました。

学校は、生徒Bが行為を認めたことから、警察へ通報するとともに、被害・加害生徒双方の保護者に電話連絡を行い、事象の経過を報告しました。

後日、生徒Bの保護者から学校に連絡があり、生徒Bは少年事件の手続きが終了後、当該校に引き続き在籍を希望していることが分かりました。

一方、女子生徒保護者からは、娘が安全な学校生活を送るためにも、生徒Bを退学させるよう学校に要求がありました。学校は、学習保障の観点からも生徒Bを退学にはできない旨を丁寧に説明しましたが、女子生徒の保護者には納得してもらえませんでした。

### 事象の背景

- 被害生徒を守り通すことを最優先とし、被害生徒が、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを最優先に考えます。
- 一方で、加害生徒は、少年事件の手続きが終了後、当該校に引き続き在籍を希望していることから、加害生徒への学習保障を実施する体制の構築も必要です。

### 対応のポイント

- 噂や憶測が教職員や生徒の間で流布しないよう留意します。
- 双方の保護者と継続的に対話を行い、透明性のある対応を心がけます。

また、以下の3つの観点を意識しましょう。

#### ①被害生徒のケア・保護者対応

⇒学校は被害生徒及びその保護者に対して、「生徒を守り通す」という姿勢を明確に伝えます。

⇒学校は被害生徒の思いにしっかりと寄り添い、必要に応じてスクールカウンセラーの協力も得ながら、被害生徒のケアに努めます。その際には、被害生徒のプライバシーを守ることができるよう配慮し、ゆったりした気持ちで話せる雰囲気づくりに努めます。

⇒加害生徒にも学ぶ権利があることから、最終的には加害生徒も通常の学校生活に復帰することになることについて被害生徒及び保護者に説明のうえ、理解を得られるよう努めます。

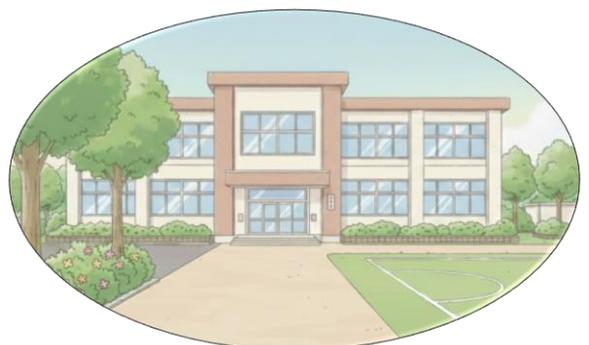
⇒また、今回の経緯や学校としての指導方針、加害生徒が学校に復帰するまでの流れを丁寧に説明します。そのことが信頼関係の構築に繋がります。

## ②加害生徒への指導等

- ⇒加害生徒のアセスメントを踏まえ、学校が事実認定したことに基づいて、再発防止に向けた指導内容を決めていきます。被害生徒の受け止めの大きさで指導の軽重を考えてはいけません。
- ⇒加害生徒の学校復帰にあたっては、被害生徒の意向を優先します。場合によっては、短時間登校や別室登校等を組み合わせながら段階的に教室に戻していくことを検討します。
- ⇒謝罪の場を設けるのであれば、被害側の意向を最大限尊重します。場所や時間帯をどうするのか、保護者同士の謝罪の場とするかなど、丁寧に意向を確認します。学校から、被害側の意向を加害側に伝達し、加害側も謝罪の意向を示して初めて謝罪の場を設定します。

## ③警察との連携

- ⇒令和5年7月に「性的姿態撮影等処罰法」が新たに施行され、無断撮影や盗撮、記録の提供・保管することが処罰対象となりました。したがって、学校としては、躊躇せずに警察と連携を図りながら対応することが求められます。
- ⇒加害生徒のスマートフォンには、他の画像が保存されている可能性があるため、学校は一時的にスマートフォンを預かるなど、警察と連携を図りながら対応します。(教員が、加害生徒のスマートフォンから画像を消去させたり、証拠として私的端末や公的端末に保存するといった対応は絶対に控えなければいけません。)



### 事案の概要

校則に違反して髪を染めた生徒Cに対して、保護者が同席のうえ、元に戻すように学校から指導を行いました。生徒Cは翌日の頭髪再検査で、十分ではないとして再び指導されたため、生徒Cが帰宅後そのことを保護者に報告しました。

これを聞いた保護者は、「昨日の話では色染めの基準を示さず、今日になって十分ではないとする指導方法には納得できない」と、学校に抗議の電話をかけてきました。

### 事象の背景

- 保護者にとっては、今の社会の状況から見て、軽微な頭髪の加工は当たり前に行われるものではないかとの思いがあります。
- 実際は保護者も頭髪を改善させたいのだが、子どもが聞き入れず困っている場合も多くあります。

### 対応のポイント

- 保護者からの申出内容をよく聴き取り、事実確認を行います。また、なぜ保護者が電話をかけてこれているのか、保護者の気持ちを考えながら聴くようにします。
- 保護者への返答については、必要に応じて、対応した教職員一人に対応するのではなく、関係の教職員と連携して返答の内容を考えるなど、組織的な対応を行うことが重要です。
- 学校としての指導方針を、全教職員で共有しておくとともに、日ごろから生徒や保護者に対して丁寧に周知しておくことが重要です。その一環として、身だしなみ等を規定した校則等がある場合は、必ず各校のホームページに掲載してください。
- 保護者が子どもの指導で苦慮している部分はしっかり受けとめるようにします。
- 生徒をこれからどう育てていくかという観点で、保護者とともに指導を行いたいという学校の姿勢を伝え、保護者と学校が連携を深めることができるように努めます。

※近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、身だしなみ等を規定した校則等については、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」において、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて絶えず点検・見直しを行うことや、生徒や保護者の学校関係者からの意見を聴取したうえで定めていくことが望ましいとされています。また、文部科学省「校則の見直し等に関する取組事例について」(令和3年6月8日)では「学校を取り巻く社会環境や生徒の状況は変化するため、校則の内容は、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。」とあります。



生徒指導提要



校則の見直し等に関する取組事例について

# 4

## 部活動の合同練習中における事故に関する保護者への対応

### 事案の概要

生徒D（1年生）はある学校の柔道部員（初心者）であり、部員1名で活動していました。3校による柔道部の合同練習会で、生徒Dは他校の生徒（3年生・有段者）のかけた技が原因で右肘関節を負傷し、靭帯損傷および骨折により手術を受けることになりました。生徒Dの保護者は、今回の事象に対して、相手の生徒と保護者からの説明と謝罪、相手校の顧問からの話を聞きたいと求めてきました。学校は、説明責任は自校側にあるとし、相手側からの謝罪や説明は行わないと説明しました。しかし、生徒Dの保護者は学校の説明に納得せず、「なぜ謝罪や説明が相手側からしないのか」と強い口調で要求し続けている状況です。

また、事故の原因を保護者に説明する際、自校の顧問の思い込みで、「腕に技をかける動作によるもの」と説明しましたが、負傷した本人からの詳細な聞き取りの結果、「帯を使った返し動作」の際に右手を畳につき、右前腕の外側方向へ力がかかり骨折したものと判明しました。このように、事故原因の状況説明が一転したこともあり、保護者の学校に対する不信感が助長されました。

### 事象の背景

- 負傷した生徒が柔道初心者であったこと、部員が1名のみで乱取り練習の経験が少なかったと想定されること、相手が有段者であったこと、受傷状況を顧問が確認できていないこと等の様々な事情があり、安全配慮義務違反に基づく法的責任を問われる可能性も十分ある事案です。
- 初動対応において、十分な事実確認ができないまま保護者に対する誤った情報伝達をしたことなどにより、保護者の学校に対する不信感が助長されており、組織的な対応と透明性の確保が急務です。
- 合同練習という場での事故なので、他校の生徒に対しても安全配慮義務を負うとの判断も有り得ます。

### 対応のポイント

- 部活動での事故であるため、相手校からの聞き取り等も行いながら、一義的には自校で対応することになります。しかし、本件では初動の段階で十分な事実確認ができないまま、誤った情報を保護者に伝えるなどした経緯が既にあり、自校のみの対応では保護者が納得しない可能性も十分に考えられます。そのような状況も踏まえ、一度相手校の顧問教諭も同席する形での説明の場をもつことも検討します。
- 事故が発生した経緯、背景等について再度丁寧に説明した上で、自校からの謝罪とともに安全対策を見直した具体的な再発防止策を提示します。
- 相手校の生徒やその保護者による謝罪は、自校から打診するようなものではありませんが、相手校の生徒が道義的な謝罪や見舞いを自発的にしようとした場合には、それを止める必要はありません。
- 本件は、様々な事情を総合的に勘案すると、自校のみならず相手校も安全配慮義務違反に基づく法的責任を問われる可能性も十分ある事案であり、相手校と十分に連携の上、丁寧な対応が望まれます。



## 事案の概要

生徒Eが喫煙具を所持していたため、内規に従い停学5日の懲戒指導を行いました。しかし、生徒Eは課題を期限内に完成させることができず、学校は停学期間を延長することに加え、課題を追加しました。その結果、生徒Eは課題を嫌がり登校しなくなりました。

保護者は、「膨大な課題により子どもの心が折れた」と主張し、学校の責任を厳しく強い口調で追及する等、落ち着いて話ができない状況です。学校は課題の量は適切な量であると判断していますが、何度説明しても保護者の理解が得られていません。

学校は、生徒Eの就学意思を確認したいと考えていますが、対話や電話での会話は難しい状況であり、現在は手紙の送付により当該家庭へのアプローチを継続しています。

## 事象の背景

- 懲戒指導の一環として課題を与える場合、その内容や分量が学習保障の枠を超えて、実質的な「罰」となる可能性がないか、指導の目的や内容の適切性について、担任だけではなく、組織として慎重に検討する必要があります。
- 保護者対応において暴言や脅迫的な言動があった場合、教職員の心身の健康を守り、冷静な対応を継続するためには、対応の考え方や手順について、予め共通の枠組みやルールを事前に設定することが重要です。

## 対応のポイント

- まずは学校と保護者との間で、当該生徒が登校できるようになるための方策について、粘り強く協議を呼び掛け、支援の在り方や対応方針について、共通認識が持てるよう丁寧に説明することが基本となります。
- 保護者から暴言等があった場合は、「そのようなお話をするのであれば、電話での対応はできない」や「必要に応じて警察等の関係機関とも学校として相談せざるを得ない」などと伝え、冷静かつ毅然とした対応を心がける必要があります。
- 就学意思確認に関する手続きを進めることは問題ありません。その際、再登校や望ましい進路等についても視野に入れ、保護者と丁寧に協議を行います。
- 学校と保護者とのやりとりについては、逐一、記録しておくことが重要です。



### 事案の概要

ある学校では、校則により、カンニング行為は停学（5日）の対象であり、停学と修学旅行の重なっている期間は、修学旅行に参加させないという規定があります。この件に関しては事前に生徒及び保護者に告知、注意喚起し、修学旅行の参加同意書にもこの内容は記載しています。

このような状況のなか、修学旅行直前の定期考査で、生徒Fが不正行為（ノートを机の中に置き忘れたままテストが開始）を行い、停学処分となりました。校内にて本件に関する協議を行った際、停学の期間をずらして修学旅行に参加させるべきであるといった意見も出ており、教員間でも大きく意見が分かれています。結果的に、学校は校則に則り、停学期間と重なる2日間については修学旅行への参加は認めない決定をしました。その旨を保護者に伝えた際、生徒Fとその保護者は「過失案件で停学になるのは理解できるが、修学旅行まで行かせないのは教育とは言い難く、納得できない」と主張しました。それを受けて再度協議を行い、最終的には、当初の決定通り停学期間と重なる2日間については参加を認めず、残りの2日間のみ参加を認める決定をし、保護者の了解を得ました。

### 事象の背景

- 懲戒指導は校長・准校長の裁量の範囲で行われますが、「処分内容の比例原則」(※)に則っているかどうか重要です。
- 規定(ルール)のみに基づいて個別事情を加味しない裁定は、状況によっては法的に「違法」と判断されるリスクがあります。
- 生徒に不利益が生じうる事項については、事前に生徒及び保護者にその内容や理由を十分周知し、理解を得ておくことが大切です。

(※)処分の比例原則…「違反行為の内容や程度に応じて、処分の重さが適切でなければならない」という考え方

### 対応のポイント

- 懲戒指導を決定する際は、「悪質性、反復性、普段の授業態度、校内ルールの順守、過失度」といった個別事情を総合的に鑑みた裁定となっているかが最大の争点となります。
- 過失による行為の場合に、停学指導に重ねて修学旅行に参加させない措置は、その過失度や、必要性に対する検討が不十分な場合、裁判をした際に適法ではないと判断され、学校側が敗訴する可能性があります。
- 内規に基づいて処分を決定する際に、当該生徒の案件の過失性、悪質性、普段の授業態度、校則遵守度等を考慮の上、判断することが適当です。
- 今回の裁定を「判例」的に扱うのではなく、教訓とし、校内規定や校則が社会通念上合理的な内容となっているか定期的に点検・見直しを実施し、生徒の不利益となることは事前に十分周知することが重要です。

## 事案の概要

生徒Gが授業中に不適切な落書きを行い、担任の先生から指導を受けました。その後、生徒Gは「担任の先生に会うのが怖い」と言うようになり、学校を休みがちになりました。母親はこの件について「学校の不適切な指導により不登校になった」と主張し、学校の指導に不満を持つようになりました。当該担任からの聞き取り等を実施しましたが、学校としては、対応した担任に不適切な指導はなかったと判断しています。

母親は担任変更や授業サポート教員の配置を要求しましたが、学校が受け入れられないことを伝えると、生徒Gを「登校させない」と主張しました。継続的に保護者にアプローチを続けていると、母親から「水曜日のみ登校させる」との申し出がありました。理由は不明です。

## 事象の背景

- 母親は学校の指導に不満を持ち、「不適切な指導により不登校になった」と主張していますが、調査の結果、学校としては対応した担任に不適切な指導はなかったと判断しています。
- 母親は担任の配置換えという学校の裁量権に関わる要求をしており、対応することは困難である旨説明していますが、その後、登校を控える状況が続いています。

## 対応のポイント

- 現時点では保護者からの要望が強く、生徒本人から十分に聞き取りができていないと考えられるため、まずは本人から、不登校の原因や希望する環境を確認する必要があります。この聞き取りは、特定の教員に留まるのではなく、組織として対応し、学校内で適切に情報共有することが重要です。
- その上で、本人及び保護者に対し、対応可能なことと困難なことを明確かつ一貫して伝えるとともに、今後予想される状況(進級困難等)を十分説明しておく必要があります。
- 特に、本人の不安感や特性の状態等に合う教育環境を整えるためには、保護者の協力(外部の専門機関の活用等)が必要不可欠であることを、保護者に十分理解してもらうことが必要です。
- 学校としては、本人及び保護者の意向も可能な限り配慮しつつ、関係機関(SC等)との連携を図ることも検討し、対応可能な範囲を改めて見定め、生徒本人の将来のために、前向きなアプローチを継続していくことが課題です。学習機会の確保に努めるため、例えば、個別指導による学習保障等、できる限りの支援を継続します。

## 事案の概要

次年度の科目選択において、希望者3名のみを選択科目があったため、内規に基づき当該科目を非開講とする決定をしました。しかし、希望者の一人である生徒Hとその保護者から「希望者が少数だからといって開講しないのは横暴だ」と主張があり、納得してもらえませんでした。学校は、選択者が少ない場合開講しないことについて、生徒・保護者にはこれまで説明しておらず、科目・希望調査票にも記載がなかったことが判明しました。学校は少人数での開講もやむなしと考えていますが、生徒に不利益が生じうる事項についてどの程度説明を行えば十分か、また、最少開講人数の法的根拠はあるのか、悩んでいます。

## 事象の背景

- 教育課程に関わる事項で生徒に不利益が生じうる場合、学校は事前に書面または口頭できちんと説明を尽くす義務があります。説明が不十分であった場合、生徒・保護者から説明義務が尽くされていないと主張されてもやむを得ません。
- 学校が定めた基準について、法的な根拠がなくても、合理的な理由を学校が説明できることが重要です。

## 対応のポイント

- 最少開講人数の設定については、法的な根拠は特になく、学校が予算や教員配置等を総合的に考慮して判断したものであり、法的根拠の有無よりも、当該基準が教育的・運営的観点から合理的な理由であることを説明できることが重要です。
- 生徒の不利益となる事項については、本件に限らず、今後は事前に十分周知する必要があることを教職員に注意喚起し、来年度以降の調査票には、選択者が少ない場合開講しない旨を明記するなど、対応を整備すべきです。
- 当該学年については、学校側の説明不足が一因となり、双方の認識に齟齬が生じているという状況であり、新たな問題が生じる可能性が高いと考えられるため、今回の事情を踏まえ、内規に定める通常の基準に拘わらず、代替となる学習機会の提示や希望者が3名であっても当該科目を開講するなど、個別事情に応じた柔軟な対応を検討すべきです。



### 事案の概要

通学バスを利用する支援学校の生徒 I が、車内で急に機嫌が悪くなり、何度か座席に強く身体を打ち付けました。介助員もすぐに止めに入りましたが、生徒 I の力が強く、ようやく生徒 I が落ち着いた時には、座席が傾き破損状態となりました。通学バス自体は、納車して1年以内であり、経年劣化による破損は考えづらく、委託バス会社から保護者へ、「破損した箇所の修理費用は保護者負担となる」旨を伝えました。

保護者からは、「通学バス車内とはいえ、学校管理下ではないのか。きちんと子どもの様子を見て止めてくれていたらこんなことにはならなかった。たまたま身体を打ち付けただけで、座席が壊れるのはおかしい。修理費用は支払わない。」と返答されました。

### 事象の背景

- 障がいのある子どもの中には、気持ちが昂ると行動をコントロールする事が難しく、突発的な行動に出る子どもがあり、校内外に関わらず近くにいる教職員等でも状況によっては防ぎきれない場合があります。
- 支援学校の通学バスは、そのほとんどがバス会社と委託契約をしており、乗務員は府の職員ではなく委託バス会社の職員です。中型・大型バスであれば、運転手1人に介助員2人を主な構成とし、乗車している数十人の生徒の車内における見守りをしています。

### 対応のポイント

- 学校は、通学バス車内でトラブルが起こった際は、通学バスの乗務員(運転手・介助員)等から詳細に聞き取り、どのような状況で何が起こったのかを正確に把握します。
- 委託バス会社の乗務員に明らかな過失が認められない場合には、破損させた生徒の家庭に対して修理費用を請求することになります。
- 入学説明会や通学バスの利用に関する説明会等の場面や通学バスの利用に関する説明書類等において、「委託バス会社の乗務員に明らかな過失が認められない場合は、家庭に対して請求される」旨を、予め保護者に伝えておき、理解を求めておいてください。
- 通学バス車内以外も、生徒等が物品を破損させてしまうこともあるかと思いますが、基本的な考え方は上記と同様です。各ご家庭で加入されている保険(個人賠償責任補償等)をご利用いただくなど、保護者と丁寧なやり取りを行ってください。
- その後の対応としては、通学バスの乗務員と学校で情報共有を行い、生徒が急に機嫌が悪くなった背景や原因を明らかにし、再度同じ事案を起こさないための方策を連携・協働して進めていくことが大切です。



学校（正確には自治体）に損害賠償責任が発生するのは学校・教職員に損害発生についての過失が認められる場合（事故発生が具体的に予見できたにもかかわらず必要な回避・防止措置を講じていなかった場合）に限られます。

本件においては、バス送迎が学校の委託で行われているとしても、教職員が同行していないバス通学中の損害の発生について教職員の過失が認められる余地はありませんので、学校が修理費用等を負担すべき理由はありません。従って、保護者から学校への修理費用の負担要求に対しては、「学校・教職員には過失（責任）が認められる事案ではありませんので修理費用の負担はできない。」旨を丁寧かつ明確に回答する必要があります。

他方で、バス会社と保護者との関係においては、損害の発生についてバス乗務員の対応に過失が認められる場合（本件ではバス会社の介助者の対応の不適切さが子どもの破損行動につながっていると思われる場合等）には、いわゆる過失相殺により修理費用の負担の減額が認められる余地が出てきますので、学校においてバス会社の介助員等から破損事故当時の具体的な状況について確認したり、損害保険の利用の可能性をアドバイスするなど、バス会社から修理費用の負担を求められる保護者への支援的な関わりも重要となります。

峯本 耕治



## 事案の概要

ある知的障がい支援学校において、翌年度に小学部への就学を検討している幼児、保護者を対象に教育相談を実施しました。幼児Jには知的障がいと身体障がい（肢体不自由）があり、保護者は就学先について悩みながらも、できればこの知的障がい支援学校で肢体不自由についての配慮を受けながら学ばせたいとの希望がありました。担当からは知的障がい支援学校の特徴を説明するとともに、肢体不自由支援学校についても見学したり、教育相談を受けたりすること等を提案しました。

このことについて幼児Jの保護者は「知的障がい支援学校では肢体不自由のある自分の子どもを受け入れられないと言われた。」「肢体不自由支援学校へ就学するよう勧められた。」として、教育委員会へ相談しました。

## 事象の背景

- 障がいのある子どもを育てている多くの保護者は迷いや悩みを抱えながら生活し、特に小学校(小学部)への就学前の段階では、今後どのような教育環境で学んでいくことが子どもにとってよいのか、大きな不安を感じています。
- 教育相談を行った学校側としては、入学を拒む意図はなく、就学先の選択肢の1つとして他の学校についての情報を提供したつもりでも、保護者によっては「入学して欲しくないから他の学校の紹介をするのではないか。」とさらに不安を感じてしまうケースもあります。

## 対応のポイント

- 教育相談の際には、保護者は緊張や不安な気持ちを感じています。そうした気持ちに寄り添い、まずは保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるため、静かでくつろげる場を用意するなど環境にも配慮するよう心がけましょう。
- 相談においては、決して単なる質問や調査に終わらないように心がけ、丁寧な情報提供を行いながら、保護者が求める教育的ニーズについて聴き取るとともに、これからの学校生活について保護者が感じている不安をできる限り軽減できるようにします。
- 保護者ニーズへの対応が難しい場合においても、「対応できないこと」だけを伝えるだけでなく、例えば「〇〇については対応が難しいが、〇〇については配慮ができる。」など、自校の教育課程に即した支援や配慮の方法について提示することが大切です。
- また、学校の障がい種別に限らず、あわせ有する障がいのある子どもの教育課題を明らかにし、相談の内容が自校の教育活動の紹介に留まるのではなく、就学した場合の校内における指導支援について合意形成を図るなど、子どもが就学した姿について保護者にイメージを持ってもらうことが重要です。
- 他校の情報提供を行う際には、上記の対応を適切に行いながら、保護者ができるだけ安心できる状況で行いましょう。



本件の保護者の不安を法的観点から整理すると、知的障がいと身体障がいの重複障がいを抱えた子どもの就学先について、重複障がいの支援を目的とする支援学校が存在しないため、①知的障がい支援学校において、知的障がいの専門的支援を受けながら、障害者差別解消法に基づき身体障がいについての「過重負担にならない範囲」の「合理的配慮」を受け教育を選択するのか、②肢体不自由支援学校において、身体障がいについての専門的支援を受けながら、知的障がいについて、「過重負担にならない範囲」の「合理的配慮」を受け教育を選択するのか、という不安・悩みを抱えておられることになります。

このような不安を抱えている保護者への相談対応においては、その不安について共感的理解を示しながら、各支援学校等において、支援対象の障がいについてどのような専門的支援を提供できるのか、他方の障がいについては合理的配慮として提供可能な支援とその限界（過重負担となりできないこと等）を丁寧かつ客観的・具体的に説明する必要があります。避けなければならないことは、保護者の要求が過剰化すること等を恐れて「できないことばかりを強調してしまう対応」です。そのような対応は、障害者差別解消法等の趣旨に反し、学校や教育委員会に対し、保護者の見捨てられ感や不信感を招き、かえって、その後の保護者対応を困難化させるリスクが高くなります。

峯本 耕治



## 事案の概要

高校1年生の生徒Kは、夏休み明けから欠席が増え始めました。担任が登校時に生徒Kの様子を見ると、顔にあざがあることがわかりました。担任と養護教諭と一緒に生徒Kから話を聴くと、3人の妹や弟がおり、日常的に彼らの世話をしているとのことでした。また、アルバイトで稼いだお金を親に奪われており、お金を渡さないと暴力を受けることもわかりました。

養護教諭は、校長、教頭にも報告を行い、校長は虐待の疑いがあると判断して、子ども家庭センターに通告しました。その後、子ども家庭センターの職員が来校し、生徒Kと面談を行いました。面談の結果、子ども家庭センターは、生徒Kの一時保護が必要であると判断しました。

後日、生徒Kの保護者は学校が子ども家庭センターへ通告を行ったことは名誉毀損であると訴えてきました。

## 事象の背景

- 高校段階においても、さまざまな事例がありますので、生徒の状況が不自然な場合には、虐待の可能性も視野に入れる必要があります。
- 子ども家庭センター（児童相談所）では、専門職員である児童福祉司や児童心理司等がチームを組んで、学校からの通告等に対応しています。
- 欠席の多い生徒に対する家庭訪問は、さまざまな問題事象の未然防止と早期発見という観点からも重要です。

## 対応のポイント

- 本事例の生徒は身体的虐待、経済的虐待（大阪府独自の表現）、ヤングケアラーの疑いがあります。
- このような場合には、担任だけではなく、複数の教職員が役割を分担するようにします。その時、生徒の希望を確認し、生徒と同性の教職員が直接話を聞くようにするとよいでしょう。
- 生徒の安全を第一に考え、虐待の疑いがある場合は、躊躇することなく校長・准校長、教頭に報告し、学校として市町村虐待対応担当課もしくは、子ども家庭センター（児童相談所）に通告します。並行して首席や学年主任などとともサポートチームを組織し、ケース会議を開きます。
- サポートチームのメンバーは情報交換を密に行い、共通認識を持って、常に一致した対応ができるようにします。
- 保護者から「弁護士に相談する」「訴える」等と言われることがありますが、そのことで学校としての方針が変わるわけではありません。



「児童虐待の防止等に関する法律」の第六条には「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」は、速やかに、児童相談所（大阪府では子ども家庭センター）、市町村等に通告すべき義務が定められています。従って、教職員が虐待の合理的疑いを持った場合には、子ども家庭センター等に通告すべき義務がありますので、本件のようなケースで、通告したことによって名誉毀損等に問われることはありませんし、損害賠償責任が発生することはありません。また、調査の結果、最終的に、虐待の事実が認められなかったとしても、通告した学校・教職員が責任を問われることはありません。

ただ、学校による通告後に、通告により児童相談所が一時保護などの対応を開始すると、保護者から抗議を受けることがありますので、通告にあたっては、児童相談所と事前に連携して、保護者に対してどのような説明をするか、あらかじめ準備しておくことが大切です。学校の基本姿勢としては、学校には法律上の通告義務があることを率直に伝えるとともに、「今後とも子どもさんへの教育的配慮は十分に行っていきます」と伝える必要があります。

峯本 耕治



### 事案の概要

生徒Lは、父親の暴力から避難している母親と一緒に暮らしており、父親の母親に対する暴力は生徒Lへの心理的虐待が疑われるため、管轄の子ども家庭センターが対応しています。生徒本人も、父親とできる限り接触したくないと思っています。このような状況において、母親から学校に対し、「父親が学校に子どもの引き渡しを求めても引き合わせないでほしい。」「父親が生徒の在学証明書の発行を依頼しても発行しないでほしい。」の2点の要望が出されました。

母親は、父親が目的外使用を前提とした教育ローンの申請をするため、証明書発行を求めていると主張しています。

### 事象の背景

- 親権争いなど、夫婦間の争いごとに関わる保護者からの学校への要求は、生徒の安全確保という観点から慎重な対応が求められます。
- 生徒の安全が脅かされる可能性が高い場合、学校は夫婦間の争いごとに介入する立場になくとも、生徒が安心して生活できる環境を確保するための対応について、生徒本人及び監護権者(母親)と情報を共有することが重要です。
- 親権者は子の居所を指定する権利を持ちますが、生徒の利益を害する可能性がある状況だと考えられる場合は、子ども家庭センターとの連携が必須となります。

### 対応のポイント

- 基本的には生徒本人の意思が尊重されるべきです。
- 生徒の引き渡しについては、父親が親権者であったとしても、監護権を有しているのは母親であり、子どもの安全確保の観点からも、父親に引き渡さないことが適切だと考えられます。
- 在学証明書の発行については、学校に発行義務までは認められないと思料されることから、校長の裁量による判断で良いとされています。生徒本人が父親とできる限り接触をしたくないと思っていることや、父親と別居しているということ、目的外使用のおそれのある状況であることを総合的に考慮すると、発行しないという判断で差し支えないと考えられます。
- 父親から学校に具体的な発行依頼があった際の対応と説明方法については、母親と事前に連携し、情報を共有しておくことが望ましいです。発行しない場合は、例えば母親へ、「親権者の一方が発行を拒否している以上、在学証明書は発行しない」と説明し、安心してもらうとともに、説明する場合には本人、母親が拒絶していることを知らせなくてはならないことを了承してもらうなどの事前対応が肝要です。
- 懲戒指導や規則の運用、証明書の発行など、校長・准校長の広い裁量が認められる事項についても、その判断が比例原則に則り、社会通念上の合理性を欠いていないか、個別事情を十分に考慮しているかが、適法性の判断基準となります。

## 事案の概要

生徒Mは高校入学後、母親との関係が悪化し、母親に養育を放棄されたため、支援者N氏の運営するシェアハウスに居住することとなりました。その後、N氏は母親が作成した文書を学校に持参し、その文書には「今後一切の連絡はN氏宛てとすること」と記載されていました。学校としては、生徒の生活基盤が安定しないことや、N氏を保護者代理人として連携していくことに不安を感じています。

## 事象の背景

- 虐待や家庭内紛争、親権者の養育放棄や親子関係の悪化など、家庭環境における問題が生じた場合には、「生徒の安全確保」と「子どもの最善の利益」を守ることを最優先とし、子ども家庭センター等の関係機関と連携することが不可欠です。学校は同センターとの役割分担を意識し、担うべき役割を明確にした上で、必要な情報共有を行うことが求められます。

## 対応のポイント

- 本件は基本的には子ども家庭センターが対応すべき事案ではありますが、学校が担う役割を明確にした上で、同センターとの間で適切に情報を共有し、早急な対応を促すことが考えられます。
- 親権者である保護者と学校とが直接コミュニケーションを取ることが原則ですが、子ども家庭センターの検討結果を踏まえ、保護者とやり取りすることが当該生徒の利益を害するなど、合理的な理由がある場合は、第三者を連絡窓口とすることも検討します。
- 第三者を連絡窓口とする判断を行う場合でも、重要な連絡は親権者に直接行うべきであり、関係者(生徒、親権者、N氏、子ども家庭センター等)との間で具体的な対応方針(N氏に連絡する事項の内容等)を確認しておくことが適当です。
- なお、実際に第三者(N氏)が日常的な監護を行っているわけではなく、親権者と連絡が取れる状況であるならば、あえてN氏を連絡窓口とする合理的な理由は乏しいと判断されます。



### 事案の概要

近隣のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」）から依頼を受け、学校は文化祭の期間、コンビニの駐車場内に「●●高校の文化祭への来場者は駐車禁止」という看板を設置しました。

文化祭当日、コンビニを利用した客から「看板が倒れて車に傷がついた」という訴えがあり、警察が対応して事故証明が発行されました。被害者側（コンビニを利用した客）は「車の外で音がしたのでサイドミラーを見たら、風で看板が倒れていた（目撃者、カメラやドライブレコーダーの記録、いずれもなし）」、コンビニ側は「高校が設置した看板なので、修理費は高校で払ってほしい」と主張しています。

駐車場内の防犯カメラ映像といった事故発生時の状況を証明するものではありませんが、車の傷の状態から、学校に瑕疵があるという損害保険会社の見解によって、学校の施設賠償責任保険で修理費用を支払うことになりました。

### 事象の背景

- 学校行事にかかわる苦情・要望は、近隣からのものの中でも頻度の高い事象の一つです。
- 学校としては、地域と学校が連携・協働して、生徒の学びや成長を支えていくことが必要である、という認識を持って対応することが大切です。
- そのためにも、近隣店舗や近隣住民との良好な関係が継続できるように努めます。

### 対応のポイント

- 被害者（コンビニを利用した客）の主張する事実があったことを前提とする場合には、看板の設置者である学校が責任を免れることは困難な事例です。（コンビニの客側に過失があるとはいえない状況です。）
- 近隣のコンビニ側から学校に対して看板設置の依頼があったことを踏まえると、コンビニも看板の管理責任を負っていたと考える余地はありますが、コンビニと学校との間で、万が一の事故発生時等の対応について、何らかの合意形成をしていないことからすれば、コンビニに対して全額の費用負担を求めることは困難です。
- また、看板が倒れないようにするための措置（支柱と紐で連結させるなど）が不十分であった場合は、学校の責任割合が大きくなる可能性があります。
- 今後、仮に看板設置を行う場合には、看板が倒れることを防ぐための措置を十分に講じたうえで、設置する場所となる店舗等との間で、事故発生時の費用負担等も含めて、事前に十分話し合い、合意形成しておくことが重要です。



本件のようなコンビニの駐車場内での事故の場合、一般論として駐車場内の管理責任はコンビニにありますので、看板の倒壊等によって車両に損害が生じた場合、被害者との関係においては損害賠償責任はコンビニにあり、そのうえで、コンビニと学校との関係においては、学校の設置行為に瑕疵（社会通念上必要な安全性の欠陥等）がある場合には学校に損害賠償責任が認められることとなります。

ただ、学校が負担すべき賠償責任の範囲はコンビニと学校の責任（過失）割合によって減額される可能性があります。本件では、学校はコンビニの依頼によって看板を設置していること、コンビニから学校に安全確保の要請は行われていないこと等から、コンビニ側にも一定の責任（過失）があり、損害賠償額は過失割合に応じて減額されることとなります。本件では最終的に損害保険により支払われて事無きを得ていますが、本件のような事態を避けるためには、近隣店舗や住民等からの要請に応じざるを得ない場合においても、安易に応じるのではなく、事故リスクを具体的に予想し、「学校としては事故が発生しても賠償や補償はできない」旨を明確に説明し（書面による説明や録音も有用）、協議のうえで、設置場所の工夫や書面等の掲示に留める等のリスク軽減の措置を講じたうえで応じる必要があります。その協議内容や事故発生時の対応方法や責任の所在をあらかじめ合意し、簡単なものでもよいので書面化しておくことも重要です。

峯本 耕治



### 事案の概要

ある学校の吹奏楽部は校内で練習を行っていますが、近隣の住民〇から匿名で「吹奏楽部の音がうるさい、練習を中止しろ」と毎日電話がかかってきています。学校は、警察や教育庁にも頻繁に電話をかけている住民〇が感情を高ぶらせて生徒に危害を加えることを避けたいと考え、練習する時間帯を限定し、教室を締め切って練習したり遮音カーテンを設置したりするなど、できる限りの対応を行いました。しかし、住民〇は「吹奏楽部の音のせいで体調を崩している」、「全ての楽器を演奏するのをやめてほしい」と主張し、吹奏楽部の活動の停止を要求しています。学校は住民〇に話し合いを求めましたが、話をして無駄という理由で話し合いを拒否されています。学校は、特定の住民からの度重なる苦情に対し、生徒の活動の継続と住民との関係維持というバランスの中で、対応の線引きに苦慮しています。

### 事象の背景

- 学校は公共機関・教育機関であるため、1名の匿名の要望であっても、できる範囲で対応を検討するなど、近隣住民との良好な関係を構築、継続できるよう努めます。

### 対応のポイント

- 「要望はお聞きしました。その要望を踏まえたうえで、教育委員会や法律の専門家等外部の機関と相談しました。本校吹奏楽部の活動について、〇〇のようにしたいのでご理解ください」のように、住民〇に対して改善策等を示しながら粘り強く対応し、理解を求める姿勢が重要です。
- 騒音測定を行うなど、それぞれの楽器の音がどの程度の音量なのか、客観的な把握を検討します。
- 騒音調査の結果も踏まえ、顧問と部員らで話し合い、新たな活動計画を策定するなど、部活動の維持のため理解を求めるよう、当該住民に説明する準備を進めます。



×E



大阪「こころの再生」府民運動  
～大阪あったかプロジェクト～